

## 第1回奈良市眺望景観検討懇談会の意見と対応方針

項目	意見	対応方針
広域性について	・眺望景観には行政区画がないので、もっと広い図面を使って、その中に行政区域を点線で入れる等の方法が良い。検討の段階では広く見るべき。(室委員)	・検討段階においては、広域の図面を用いることとする。
	・眺望景観の場合、受益者と負担者が異なる場合が多いことを考慮して検討を進めること。(小浦委員)	・具体の規制の検討に際して配慮する。 ・より多くの市民が共有できる「奈良市らしい眺望景観」の設定、保全活用の目標の設定等を行うとともに価値の共有化のための啓発に努める。
奈良市らしい眺望景観の考え方(整理の視点)について	・「心で感じる景観」は歴史物語を断片的に書かれているだけで、本当に心で感じる景観になっているのか疑わしい。心で感じる景観というのであれば、匂いや音などの五感全てを取り入れるべき。(横井委員)	・左記に配慮し、眺望景観の分析・整理を行う。 ・保全活用の方針において、匂いや音などの視点を入れる。
	・「インプットされた景観」とは、情報としての景観である。(榊原委員) ・ある意味誰かに評価された景観であり、普通の情報ではない。(鳴海座長)	・用語を「インプットされた景観」から「情報としての景観」に修正する。
	・情報は多様で膨大にある。何をを使うかの方法論を整理しておく必要がある。(木下委員) ・見えているものをどのように物語るかという程度で、「心で感じる景観」「インプットされた景観」を現段階で無理をして分けなくても良い。(小浦委員) ・「インプットされた景観」は情報化された度合いや種類として、参考的に整理した方が良い。(鳴海座長)	・「情報としての景観特性」の整理に際しては、特に奈良市の景観イメージの形成に大きく影響を及ぼしてきたと考えられる「観光情報」「文学芸術作品」「インベントリー」の3つの視点に基づき、参考的に整理を行う。 参考資料1
	・「目に見える景観の特性」のなかでは、目に見えるものを支えている仕組みや構造を取り出すことが重要である。(木下委員)	・左記に配慮し、眺望景観の分析・整理を行う。分析シートにおいて、各眺望景観を特徴付けている空間要素を「特質」として記載する。
奈良市らしい眺望景観の定義について	・どこまでを「歴史」として捉えるか。ならやま大通りは対象に含むか。(榊原委員) ・計画で扱う「眺望景観」の定義を明確にする必要がある。(小浦委員)・「古都」という言葉を使った方が良い。(室委員)	・「歴史」の範囲も含め、計画で扱う「眺望景観」を定義づける。 ・「ならやま大通りから山並みへの眺望景観」を新たに追加する。 資料2
	・「宗教空間」という表現は異質であるので、再検討すべき。(鳴海委員) ・過剰に形容している言葉を省いて簡潔にし、奈良市らしい修飾語を付ければ良い。(小浦委員)	・左記の指摘を参考に、定義を再検討し、修正する。 資料2

<p>奈良市らしい眺望景観の選定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市民が最も問題視しているのは、JR 奈良駅に立って何が見えるかである。守られて当然の景観だけでなく、守るべき景観、市民が敏感に感じる景観の領域を設定すべき。(横井委員)</li> <li>・奈良に来たことを感じられる場である国道 24 号線バイパスから西の京の塔が見えない現状や、高架道路ができて景観が悪化している現状をどのように是正・修景するかが重要。(横井委員)</li> <li>・本来ならば見えるようにしておくべきという、つくる視点も入れなければならない。(木下委員)</li> <li>・奈良の眺望上の課題も大切である。視点場の場所的意味を広めにとってもう一度集めてみても良いのではないか。(小浦委員)</li> <li>・人口の 0.05%程度でよいので有用な数の市民アンケート調査を実施して、奈良市の景観の課題を尋ねるべき。(横井委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に阻害されており再生・回復が求められる景観のなかには、眺望景観として扱うべき景観もあると考えられる。従って、「奈良市らしい眺望景観」の定義を明確にし、保全・活用すべき眺望景観について検討を行うとともに、既に阻害されている景観の再生・回復も検討の対象とする。</li> <li>併せて、今後とも他施策との連携方策を検討する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側の地域の奈良市らしさはどこにあるか。(鳴海委員)</li> <li>奈良の歴史性を背景にしたまちづくり、市街地の形成として、「生業や文化を感じられる眺望景観」に該当するのではないか。(西崎課長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西部地域の奈良市らしさを「奈良市の発展を支えてきたこと」「生業や文化を感じられること」の 2 つの視点から位置付け、眺望景観の定義を設定する。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>資料 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「追分梅林から奈良市街地及び若草山への眺望景観」を新たに追加する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や県民にどれだけのメリットがあるかを絶えず意識しながら、眺望景観の選定を行うことが大切である。(西崎課長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の視点を踏まえた検討を行う。</li> <li>・次年度の市民説明会や市民懇談会、パブリックコメントの意見を反映させたものとする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良に入ってくる電車や道路など、それ自体が景観を阻害している場合もある。それらを視点場とするのであれば、その意味を深めておく必要がある。(西崎課長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に配慮し、眺望景観の分析・整理を行う。</li> </ul>
<p>検討の体制について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限りの市民参加を行った上での計画策定とすること。(横井委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の市民説明会や市民懇談会、パブリックコメント、懇談会の公開の他に市民意見を取り入れる方法を検討する。</li> </ul>